

全保協が考える「こども園(仮称)」のあり方

1. 基本理念

- すべての子どもを対象に、質の確保された保育(幼児教育を含む)が保障される仕組みとすること。
- 子どもを主体とした制度を構築すること。
- 地域の子どもの育ちと子育て支援の拠点として位置づけること。
- 児童福祉法に位置づけられる児童福祉施策としての役割を維持したものであること。
- 「こども園(仮称)」は、保育(幼児教育を含む)を提供するシステムの総称とし、現存の保育所と幼稚園が、それぞれの理念や実践から積みあげてきた実績を活かした取り組みを継続していく期間を設けるべきである。

2. 財源について

- 「こども園(仮称)」の導入にあたっては、恒久的な財源確保を前提とすること。財源の担保なくして、改革を断行しないこと。

3. 国、都道府県、市町村の公的責務

- 国、都道府県、市町村の公的責任のもとに、すべての子どもの育ちを日本の未来を築く者の育成(「未来への投資」)としてとらえ、責任を持って関与するべきである。とくにナショナルミニマムを確立するための財源確保とインフラの整備等をはかることが重要である。
- 市町村においても「子ども・子育て会議(仮称)」を設置し、地域のニーズに応じ計画を立て基盤整備を図ること。

4. 「こども園(仮称)」の基本的機能・役割

- 「こども園(仮称)」は、次の機能を**必須のもの**として備えること。
 - 地域の子どものすべて(0歳~就学前)を対象に、必要な保育(幼児教育を含む)を提供する機能
 - 利用している子どもと保護者を対象に、子育てに関する必要な相談・助言・支援を行う機能
 - 地域の子どものすべてと保護者に、必要な相談・助言・支援を提供する機能
- 「こども園(仮称)」は、地域のニーズに応じて、様々な機能を備えることができるようにすること(オプション)
 - 地域の子どものすべてと保護者に、必要に応じて保育(幼児教育を含む)を提供する機能(一時預かり等)
 - 地域の学童期の子どもを対象に、必要な養護を提供する機能
 - その他、子どもの発達の保障や保護者の支援のために必要な多様なサービスを提供する機能(地域子育て支援拠点事業や病児・病後児保育事業等)

5. 「こども園(仮称)」の施設環境・人員・運営の基準

- 児童福祉施設最低基準および幼稚園設置基準で規定されている基準のより高い基準を適用
- すべての子どもの育つ環境が育つ地域で異なることのないよう、また地域間格差が生じないように、国は最低基準を定めること。
- サービスの質の保障や向上に対するインセンティブが働く仕組みを制度に組み込むこと。
- 職員の資格の共通化にあたっては、保育士にも6時間の保育時間に加えて2時間の研修および教材準備時間を保障すること。
- 保育時間は8時間を基本とし、地域のニーズや利用する子ども・保護者のニーズに応じて保育時間を設定すること。その際に、開所している時間は配置基準以上の保育士配置ができるような運営体制とそのための単価設定をすること。

6. 利用のあり方

- 「こども園(仮称)」の利用にあたっては、市町村の公的関与の下、保護者の就労、主体である子どもにとっての必要性や保護者の心身の状態等、家庭の状況等を客観的な基準にもとづき、子育て支援専門員(仮称)によるアセスメントを行い、総合的に判断したうえで、保育(幼児教育を含む)の必要性を認定し、育児休業から保育サービスへの円滑な利用を保障するシステムとすること

7. 給付と負担のあり方について

- 児童福祉の理念により、セーフティネットとしての機能を維持するため、一定の固定費が確保された月額単価設定(実利用量ではなく必要量に応じた)とすること。
- 利用料については、定率の利用料とするとしても減免措置を講じるとともに、利用者負担を1割程度に引き下げる

8. 指定制について

- 指定基準の基本条件は、国が定める最低基準を上回ること。
- 指定制を導入するにあたっては、指定の範囲と内容を事業ごとに明確に定めること。

9. 多様な事業主体の参入

- 多様な事業主体の参入にあたっては、事業主の特性・規制などとともに、保育(幼児教育を含む)の質の確保のための条件(規制・ルール)を明確にすること。
- 社会福祉法人の使命・役割についての検討とそのことに見合った評価を行うこと。